

令和3年高島市教育委員会
第2回臨時会議事日程

日 時 令和3年3月31日(水)
午前11時00分
場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ

2. 会議録署名委員の指名

3. 議事

日程第1 議第28号 高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

日程第2 議第29号 高島市教育委員会事務局職員等の人事について

日程第3 議第30号 高島市立公民館職員の任命について

日程第4 議第31号 高島市学校給食運営委員会委員の委嘱について

日程第5 議第32号 高島市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

日程第6 議第33号 たかしま市民大学準備委員会設置要綱案

日程第7 議第34号 令和3年度教育の重点の策定について

4. 報告事項

報告第7号 電気設備点検に伴う高島市今津総合運動公園の臨時休園について

報告第8号 電気設備点検に伴う高島市今津屋根付き運動場の臨時休場について

報告第9号 電気設備点検に伴う高島市今津B&G海洋センターの臨時休館について

報告第10号 電気設備点検に伴う高島市今津山村広場の臨時休場について

報告第11号 令和3年度高島市小中学校教職員人事異動内示について

報告第12号 高島市学校給食費補助金交付要綱の制定について

5. 今後の日程

令和3年第2回臨時会座席表

教育委員 川原林 正英	教育委員 小多 偕裕	教育長 上原 重治	教育委員 三矢 艶子	教育委員 田邊 栄美子
----------------	---------------	--------------	---------------	----------------

教育指導部長 川島 浩之			教育総務部長 田谷 伸雄
学校教育課長 村田 秀俊	高島市役所 新館 2階 教育委員会室		教育総務部次長 社会教育課長 饗庭 眞二
学事施設課長 辻 信孝	教育長	1	教育総務部次長 市民会館長 山本 純子
	教育委員	4	
	説明員	11	
	事務局	2	
	合計	18	
学校給食課長 長瀬 千恵美			教育総務課長 加藤 勝己

教育総務課 主事 末綱 美都	教育総務課 参事 上原 真哉		図書館長 玉木 健史	市民スポーツ 課長 竹井 正人	文化財課長 松田 邦幸
----------------------	----------------------	--	---------------	-----------------------	----------------

事務局

入口

傍 聴 席

議第 28 号

高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 31 日

高島市教育委員会

教育長 上 原 重 治

高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

高島市教育委員会事務局組織規則（平成 18 年高島市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表および第 3 条第 6 項中「国民スポーツ大会開催準備室」を「国スポ・障スポ大会推進課」に改める。

付 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

高島市教育委員会事務局組織規則 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(部等の設置)</p> <p>第2条 事務局に次の部、課および室を置く。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 <u>国民スポーツ大会開催準備室</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>7～10 (略)</p>	<p>(部等の設置)</p> <p>第2条 事務局に次の部、課および室を置く。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 <u>国スポ・障スポ大会推進課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>7～10 (略)</p>

【別記1】

現 行

部	課、室等
教育総務部	教育総務課
	社会教育課
	地域教育連携室
	文化財課
	市民スポーツ課
	<u>国民スポーツ大会開催準備室</u>
	図書館
	高島市民会館（文化ホール）
教育指導部	学校教育課
	学事施設課
	教育相談・課題対応室
	教育研究所
	学校給食課
	学校給食センター（学校給食共同調理場）

改 正 案

部	課、室等
教育総務部	教育総務課
	社会教育課
	地域教育連携室
	文化財課
	市民スポーツ課
	<u>国スポ・障スポ大会推進課</u>
	図書館
	高島市民会館（文化ホール）
教育指導部	学校教育課
	学事施設課

教育相談・課題対応室
教育研究所
学校給食課
学校給食センター（学校給食共同調理場）

議第 29 号

高島市教育委員会事務局職員等の人事について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 31 日

高島市教育委員会

教育長 上 原 重 治

高島市教育委員会事務局職員等の人事について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）
第 21 条第 3 号の規定に基づき、事務局職員および高島市教育委員会事務局
組織規則（平成 18 年高島市教育委員会規則第 3 号）第 2 条に規定する教育
機関の長等に次の者を任免することにつき、議決を求める。

記

別紙のとおり

別紙

教育委員会人事異動（令和3年4月1日付け）

＜一般職＞

（組織図表順）

職 階	新所属名	職 名	氏 名	現所属名	職 名	摘 要
部長級	教育総務部	部長	日置 武司	都市整備部	部長	
次長級	教育総務課	課長取扱	(饗庭 眞二)	社会教育課	課長取扱	
			(饗庭 眞二)	マキノ公民館	館長取扱	
			(饗庭 眞二)	今津公民館	館長取扱	
			(饗庭 眞二)	朽木公民館	館長取扱	
			(饗庭 眞二)	安曇川公民館	館長取扱	
			(饗庭 眞二)	高島公民館	館長取扱	
			(饗庭 眞二)	新旭公民館	館長取扱	
課長級	社会教育課	課長	小川 祥枝	社会教育課地域教育連携室	室長	昇任
	マキノ公民館	館長	(小川 祥枝)			兼務
	今津公民館	館長	(小川 祥枝)			兼務
	朽木公民館	館長	(小川 祥枝)			兼務
	安曇川公民館	館長	(小川 祥枝)			兼務
	高島公民館	館長	(小川 祥枝)			兼務
	新旭公民館	館長	(小川 祥枝)			兼務
	文化財課	課長	横井川 博之	土木課	主監	昇任
	マキノ資料館	館長	(横井川 博之)			兼務
	朽木資料館	館長	(横井川 博之)			兼務
	高島歴史民俗資料館	館長	(横井川 博之)			兼務
	中江藤樹記念館	館長	(横井川 博之)			兼務
	市民スポーツ課	課長	玉木 健史	図書館	館長	
	図書館	館長	柳森 和人	農業委員会事務局	事務局次長	
	学事施設課	課長	山本 一郎	環境政策課	課長	
マキノ学校給食センター	所長	(森本 博文)			兼務	
主監級	社会教育課地域教育連携室	室長	土居 功一	情報政策課	主監	
参事級	市民スポーツ課	参事	石田 朋実	安曇川支所	参事	
	学事施設課	参事	大浦 剛	人事課	参事	
	学校給食課	参事	江村 由起子	高島支所	参事	
	安曇川学校給食センター	参事	(江村 由起子)			兼務
	新旭学校給食センター	参事	(江村 由起子)			兼務

教育委員会人事異動（令和3年4月1日付け）

<教員>

職 階	新所属名	職 名	氏 名	現所属名	職 名	摘 要
課長級	学校教育課	課長	饗庭 一弥	安曇川中学校	教頭	
	教育相談・課題対応室	室長	(饗庭 一弥)			兼務
	教育研究所	所長	(饗庭 一弥)			兼務
参事級	学校教育課	参事	海東 茂樹	朽木中学校	教諭	
	学校教育課	参事	唐崎 展之	今津東小学校	教諭	

教育委員会から出向する人事異動（令和3年4月1日付け）

<一般職>

参考：人事異動後所属（組織図表順）

	現所属名	職 名	氏 名	新所属名	職 名	摘 要
次長級	教育総務課	課長	加藤 勝己	高島支所	支所長	昇任
			(加藤 勝己)	選挙管理委員会事務局	書記	併任
	文化財課	課長	松田 邦幸	監査委員事務局	事務局長	昇任
			(松田 邦幸)	公平委員会事務局	事務局長	併任
課長級	学事施設課	課長	辻 信孝	森林水産課	課長	
	市民スポーツ課	課長	竹井 正人	観光振興課	課長	
			(竹井 正人)	琵琶湖周航の歌資料館	館長	兼務
主監級	市民スポーツ課	主監	北村 かおり	議会事務局	主監	
参事級	学事施設課	参事	岸田 浩美	安曇川支所	参事	
	学校給食課	参事	柳川 環実	児童発達支援センター	参事	

<教員>

参考：人事異動後所属

	現所属名	職 名	氏 名	新所属名	職 名	摘 要
	教育指導部学校教育課	課長	村田 秀俊	湖西中学校	教頭	
	教育指導部学校教育課	参事（指導主事）	保木 卓也	安曇川中学校	教頭	
	教育指導部学校教育課	参事（指導主事）	窪田 亮司	今津東小学校	教諭	

<退職>（令和3年3月31日付けで市長部局へ出向後に退職）

	現所属名	職 名	氏 名
	教育総務部	部長	田谷 伸雄
	教育指導部マキノ学校給食センター	所長	水谷 良美

【参考資料】

教育委員会人事異動（令和3年4月1日付け）

＜一般職（主任以下）＞

（組織図表順）

職 階	新所属名	職 名	氏 名	現所属名	職 名	摘 要
主任級	学事施設課	主任	荒木 恵	財産管理課	主任	
	学事施設課	主任	宮川 哲也	学事施設課	主査	昇任
主査級	教育総務課	主査	池山 大喜	財産管理課	主査	
	社会教育課	主査	拝藤 沙弥	長寿介護課	主事	昇任
	社会教育課地域教育連携室	主査	大藤 晋司	社会教育課地域教育連携室	主事	昇任
	学校給食課	主査	岩城 鷹大	長寿介護課	主事	昇任
	安曇川学校給食センター	主査	(岩城 鷹大)			兼務
	新旭学校給食センター	主査	(岩城 鷹大)			兼務
主事級	国スポ・障スポ大会推進課	主事	服部 明	新規採用		

教育委員会から出向する人事異動（令和3年4月1日付け）

＜一般職（主任以下）＞

（組織図表順）

職 階	現所属名	職 名	氏 名	新所属名	職 名	摘 要
主任級	教育総務課	主任	森本 勇司	上下水道課	主任	
主査級	教育総務課	主査	阿慈知 美佳	人事課付	主査	
	学事施設課	主事	森山 さより	会計課	主査	昇任
	学校給食課	主査	奥谷 豊弘	医事課	主査	
主事級	社会教育課	主事	足立 涼太	社会福祉課	主事	

＜退職＞（令和3年3月31日付けで市長部局へ出向後に退職）

現所属名	職 名	氏 名
教育指導部今津中学校	用務員	関 恵子

議第 30 号

高島市立公民館職員の任命について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 31 日

高島市教育委員会

教育長 上 原 重 治

高島市立公民館職員の任命について

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 28 条の規定により、次の者を公民館職員に任命することにつき、議決を求める。

記

別紙のとおり

別紙

令和3年度 公民館職員

公民館名	氏名	職名	新任 再任	備考
マキノ公民館	中川 和彦	参与	再任	
	岡本 里子	社会教育指導員	再任	
	狩野 之彦	社会教育指導員	再任	
	曾根 清	公民館夜間管理人	再任	
	西村 勇夫	公民館夜間管理人	再任	
今津公民館	田谷 伸雄	参与	新任	
	廣田 恵里子	社会教育指導員	再任	
	石田 与志雄	社会教育指導員	再任	
	奥村 純子	社会教育指導員	再任	今津浜分コミュニティセンター
	藏田 はるみ	公民館夜間管理人	再任	
朽木公民館	中村 久雄	参与	新任	
	奥田 とし子	社会教育指導員	再任	
	吉澤 淳子	社会教育指導員	再任	
	川島 博明	公民館夜間管理人	再任	
安曇川公民館	大岡 重和	参与	再任	
	馬場 ますみ	社会教育指導員	再任	
	横木 実	社会教育指導員	再任	
	早藤 章子	社会教育指導員	再任	安曇川世代交流センター
	榎並谷 聖子	社会教育指導員	再任	安曇川世代交流センター
	石倉 正和	公民館管理人	新任	
	石田 喜隆	公民館夜間管理人	再任	
	井上 正男	公民館夜間管理人	再任	安曇川世代交流センター
高島公民館	高木 淳	参与	再任	
	田中 孝夫	社会教育指導員	再任	
	久保田 広志	社会教育指導員	再任	
	片岡 謙治	公民館夜間管理人	再任	
新旭公民館	中村 久昭	参与	新任	
	井上 悦子	社会教育指導員	再任	
	上原 則子	社会教育指導員	再任	
	松田 博文	公民館夜間管理人	再任	
	橋本 稔	公民館夜間管理人	再任	

任期：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

議第 3 1 号

高島市学校給食運営委員会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

高島市教育委員会

教育長 上 原 重 治

高島市学校給食運営委員会委員の委嘱について

高島市学校給食共同調理場設置条例（平成 1 7 年高島市条例第 1 1 6 号）
第 4 条第 2 項の規定により、高島市学校給食運営委員会委員に次の者を委嘱
することにつき、議決を求める。

記

別紙のとおり

別紙

委員の区分	所 属 等	氏 名
1号委員 小学校・中学校の 校長	マキノ西小学校	和田 英幸
	今津東小学校	武田 定樹
	安曇川中学校	藤原 浩之
	高島中学校	内藤 孝
	新旭南小学校	菅谷 正規
2号委員 小学校・中学校の 保護者代表	マキノ南小学校	水口 尚代
	今津中学校	藤下 裕嗣
	朽木東小学校	山下 美保
	本庄小学校	安原 則子
	湖西中学校	緒方 ひとみ
3号委員 公益を代表する者	高島市農業委員会	水口 淳
	高島市民生委員児童委員 協議会連合会	平井 登志枝
	高島市健康推進員協議会	万木 絹子

任期 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

議第 3 2 号

高島市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

高島市教育委員会

教育長 上 原 重 治

高島市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

高島市立学校の管理運営に関する規則（平成 1 7 年高島市教委育委員会規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 5 条を次のように改める。

（共同学校事務室）

第 2 5 条 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 7 条の 4 第 1 項の規定に基づき、今津東小学校に高島市立小中学校共同学校事務室（以下「共同学校事務室」という。）を置く。

2 共同学校事務室の組織および運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

高島市立学校の管理運営に関する規則 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;"><u>(共同実施組織)</u></p> <p><u>第25条 教育委員会に、学校における事務および業務の効率化ならびに学校運営に関する支援を行うため、学校事務共同実施組織を置くことができる。</u></p> <p><u>2 学校事務共同実施組織の組織および運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(共同学校事務室)</u></p> <p><u>第25条 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の4第1項の規定に基づき、今津東小学校に高島市立小中学校共同学校事務室（以下、「共同学校事務室」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 共同学校事務室の組織および運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</u></p>

議第 33 号

たかしま市民大学準備委員会設置要綱案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 31 日

高島市教育委員会

教育長 上 原 重 治

たかしま市民大学準備委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 たかしま市民大学（以下「市民大学」という。）の設立を目指してカリキュラム内容、修了後の活躍の場等の必要な事項を検討するため、たかしま市民大学準備委員会（以下「準備会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 準備会は、委員 7 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会教育委員
- (3) 公民館運営審議会委員
- (4) その他教育長が必要と認める者

(職務)

第 3 条 委員は、市民大学の設立等に関して必要な意見を述べ、または助言を行う。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 4 年 3 月 31 日までの間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議等)

第 5 条 準備会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて教育長が招集する。

2 準備会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 会議は、座長がその議事を進行する。

(オブザーバー)

第6条 準備会に、学習の場および地域づくりに資する情報の提供ならびに地域課題の共有を行い、市民大学の設立に向けた議論が活発に行われるよう、オブザーバーを置くことができる。

(意見の聴取等)

第7条 教育長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明もしくは意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開する。

2 会議の公開に必要な事項は、教育長が別に定める。

(庶務)

第9条 準備会の庶務は、教育総務部社会教育課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、準備会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

議第 3 4 号

令和 3 年度教育の重点の策定について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

高島市教育委員会

教育長 上 原 重 治

令和 3 年度教育の重点の策定について

第 2 期高島市教育大綱（令和 3 年 3 月策定）に基づき、高島の志の教育の実現に向けて、令和 3 年度において重点的に推進する施策を定める「令和 3 年度教育の重点」を別冊のとおり策定することにつき、議決を求める。

報告第7号

電気設備点検に伴う高島市今津総合運動公園の臨時休園について

高島市今津総合運動公園の設置および管理に関する条例（平成24年条例第31号）第12条の規定に基づき、高島市今津総合運動公園を下記のとおり臨時休園とすることとしたので報告する。

令和3年3月31日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

記

- 1 臨時休園を行う施設および臨時休園日
高島市今津総合運動公園 令和3年4月12日（月）
- 2 休園理由
停電を伴う電気設備の年次点検を行う必要があり、開園することができないことから休園とする。
- 3 根拠条例
高島市今津総合運動公園の設置および管理に関する条例（抜粋）
第12条（指定管理者による開館時間等の変更）
指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、開園時間を変更し、または休園日を変更し、もしくは臨時に休園日を定めることができる。
- 4 利用者への周知の方法
防災無線、施設のホームページ、施設内ポスター、チラシ等の掲示

報告第8号

電気設備点検に伴う高島市今津屋根付き運動場の臨時休場について

高島市今津屋根付き運動場の設置および管理に関する条例（平成24年条例第28号）第11条の規定に基づき、高島市今津屋根付き運動場を下記のとおり臨時休場とすることとしたので報告する。

令和3年3月31日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

記

- 1 臨時休場を行う施設および臨時休場日
高島市今津屋根付き運動場サンルーフ今津 令和3年4月12日（月）
- 2 休場理由
停電を伴う電気設備の年次点検を行う必要があり、開場することができないことから休場とする。
- 3 根拠条例
高島市今津屋根付き運動場の設置および管理に関する条例（抜粋）
第11条（指定管理者による開場時間等の変更）
指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、開場時間を変更し、または休場日を変更し、もしくは臨時に休場日を定めることができる。
- 4 利用者への周知の方法
防災無線、施設のホームページ、施設内ポスター、チラシ等の掲示

報告第9号

電気設備点検に伴う高島市今津B & G海洋センターの臨時休館について

高島市今津B & G海洋センターの設置および管理に関する条例（平成24年条例第29号）第12条の規定に基づき、高島市今津B & G海洋センターを下記のとおり臨時休館とすることとしたので報告する。

令和3年3月31日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

記

- 1 臨時休館を行う施設および臨時休館日
高島市今津B & G海洋センター 令和3年4月12日（月）
- 2 休館理由
停電を伴う電気設備の年次点検を行う必要があり、開館することができないことから休館とする。
- 3 根拠条例
高島市今津B & G海洋センターの設置および管理に関する条例（抜粋）
第12条（指定管理者による開館時間等の変更）
指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、開館時間を変更し、または休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。
- 4 利用者への周知の方法
防災無線、施設のホームページ、施設内ポスター、チラシ等の掲示

報告第10号

電気設備点検に伴う高島市今津山村広場の臨時休場について

高島市今津山村広場の設置および管理に関する条例（平成24年条例第30号）第11条の規定に基づき、高島市今津山村広場を下記のとおり臨時休場とすることとしたので報告する。

令和3年3月31日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

記

- 1 臨時休場を行う施設および臨時休場日
高島市今津山村広場 令和3年4月12日（月）
- 2 休場理由
停電を伴う電気設備の年次点検を行う必要があり、開場することができないことから休場とする。
- 3 根拠条例
高島市今津山村広場の設置および管理に関する条例（抜粋）
第11条（指定管理者による開場時間等の変更）
指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、開場時間を変更し、または休場日を変更し、もしくは臨時に休場日を定めることができる。
- 4 利用者への周知の方法
防災無線、施設のホームページ、施設内ポスター、チラシ等の掲示

報告第11号

令和3年度高島市小中学校教職員人事異動内示について

令和3年度高島市小中学校教職員人事異動内示について、別紙のとおり報告する。

令和3年3月31日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

別紙

令和3年度 高島市小中学校教職員人事異動内示

(令和3年4月1日付け)

新所属	職名	氏名	旧所属等
マキノ東小学校	教諭	太田 龍之介	新規採用
マキノ西小学校	教頭	藤原 昌美	新旭北小学校
	教諭	小屋 光代	朽木西小学校
マキノ南小学校	校長	山本 渉	今津東小学校
	教諭	井ノ口 眞奈	草津市立玉川小学校
	教諭	佐野 美月	新規採用
	養護教諭	駒井 しずか	新旭南小学校
	事務主事	北川 佐衣子	大津市立木戸小学校
今津東小学校	教頭	西村 藤志男	新旭南小学校
	教諭	氏家 辰典	安曇小学校
	教諭	窪田 亮司	高島市教育委員会
	教諭	水上 翔太	新旭北小学校
	教諭	立岡 麻衣	新規採用
	栄養教諭	八田 奈津子	新旭南小学校
今津北小学校	教頭	三宅 弘晃	朽木東小学校
	教諭	田中 なつみ	新規採用
朽木東小学校	教頭	和田 美保	本庄小学校
	教諭	佐保田 勇一	高島小学校
朽木西小学校	教諭	杉原 優	高島市こども未来部
安曇小学校	校長	今井 俊彦	朽木東小学校
	教諭	澤 悦弘	再任用・朽木中学校
	教諭	田中 基	大津市立小野小学校
	教諭	中村 博子	青柳小学校
	教諭	猪花 佳代子	新旭南小学校
	教諭	森 正嗣	新規採用
	教諭	松井 莉那	新規採用
青柳小学校	校長	土永 晶	湖西中学校
	教諭	石畝 千登勢	今津東小学校
	教諭	田中 真琴	大津市立日吉台小学校
本庄小学校	教頭	越智 弘子	高島中学校
高島小学校	校長	平瀬 佳宏	再任用
	教諭	前川 隼人	大津市立唐崎小学校

新所属	職名	氏名	旧所属等
高島小学校	教諭	木下 晃伸	新規採用
	教諭	射庭 真未	新規採用
新旭南小学校	教頭	市川 武	新旭南小学校
	教諭	沢尾 晃太	新規採用
	教諭	河原田 千里	守山市立速野小学校
	教諭	松尾 和佳奈	守山市立立入が丘小学校
	養護教諭	國友 春菜	新規採用
	栄養教諭	阪口 治美	今津東小学校
新旭北小学校	教頭	岡本 等	今津北小学校
	教諭	谷口 彰悟	マキノ西小学校
	教諭	小見 賢弘	大津市伊香立小学校
	教諭	今井 久美	今津東小学校
	教諭	中村 ひかり	朽木東小学校
	教諭	澤井 京花	新規採用
マキノ中学校	教諭	村田 由美子	大津市立葛川中学校
	教諭	武田 琢雅	新規採用
	事務主事	峯浦 翔一	安曇川中学校
今津中学校	教諭	今村 亮介	新規採用
朽木中学校	校長	斉藤 隆史	マキノ南小学校
	教諭	薬師川 浩	湖西中学校
	教諭	村上 揚一	新規採用
安曇川中学校	教頭	保木 卓也	高島市教育委員会
	教諭	田川 美智恵	マキノ中学校
	事務主査	川崎 登美子	マキノ中学校
高島中学校	教諭	北條 景	大津市立仰木中学校
	教諭	宮本 悠介	新規採用
	養護教諭	伊藤 聖子	マキノ南小学校
湖西中学校	教頭	村田 秀俊	高島市教育委員会
	教諭	山口 真里奈	新規採用

報告第12号

高島市学校給食費補助金交付要綱の制定について

令和3年度以降に実施する学校給食費に係る給食費負担金について、高島市内に住所を有し、高島市立小中学校以外の学校に在籍するなど、学校給食費の無償化の対象とならない児童生徒の保護者を対象に、補助金を交付するため、下記のとおり高島市学校給食費補助金交付要綱を制定したので報告する。

令和3年3月31日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

記

- 1 高島市学校給食費補助金交付要綱 別紙のとおり
- 2 今後の予定
 - 令和3年4月 1日（木） 市ホームページ掲載
補助金交付の対象者把握
 - 4月 下旬 対象保護者へ文書による周知
 - 5月 1日（土） 「広報たかしま」による周知
 - 6月30日（水） 補助金交付申請書提出締め切り
 - 令和4年3月10日（木） 学校給食等に関する報告書提出締め切り
 - 3月31日（木） 補助金の交付

高島市告示第82号

高島市学校給食費補助金交付要綱を次のように定め、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

高島市長 福井正明

高島市学校給食費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、保護者が負担する学校給食等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、高島市補助金等交付規則（平成17年高島市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食等 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食およびそれと同じ目的で児童または生徒が摂る食事として市長が認めるものをいう。
- (2) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者および保護者に準じる者として市長が認める者をいう。
- (3) 高島市立学校 高島市立学校の設置等に関する条例（平成17年高島市条例第114号）第1条に規定する市立学校をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する高島市内に住所を有する児童または生徒の保護者とする。

- (1) 学校給食が未実施の高島市立学校に在籍していること。
- (2) 高島市立学校に在籍する児童または生徒のうち、食物アレルギー等の理由により学校給食を喫食していないこと。
- (3) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条の規定により市外の公立小学校、中学校または義務教育学校に在籍していること。
- (4) 特別支援学校の小学部または中学部に在籍していること。
- (5) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人の設置する小学校、中学校または中等教育学校（前期課程に限る。）に在籍していること。
- (6) その他市長が特に必要と認める要件

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、高島市学校給食費負担金徴収規則（平成17年高島市規則第44号）第2条第1項各号に規定する額に学校給食等に要した月数を乗じて得た額とする。ただし、同項第1号に該当する者にあつては44,000円

、第2号に該当する者にあつては49,500円を限度とする。

2 前項の場合において、次に掲げる支弁または負担金の対象者となる場合は、その支弁額または負担金を除いた額とする。

(1) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条第1項第2号に規定する支弁

(2) 特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱（昭和62年5月22日文部大臣裁定）第3条に規定する負担金（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書および添付書類に代えて、高島市学校給食費補助金交付申請書兼同意書（様式第1号）を6月30日までに市長に提出しなければならない。ただし、転校その他特別な事由があるときは、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第6条 規則第4条に規定する補助金の交付の決定は、高島市学校給食費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかにその旨および理由を補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（補助金交付の条件）

第7条 補助対象者は、第5条に規定する申請の内容を変更しようとするとき、または中止しようとするときは、高島市学校給食費補助金変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、学校給食等に要した月数が確定したときは、規則第12条に規定する補助事業等実績報告書に学校給食等に関する報告書（様式第5号）を添えて、3月10日までに市長に提出しなければならない。ただし、第4条ただし書に規定する支弁または負担金がある場合は、3月29日を提出期限とする。

（補助金の交付）

第9条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第15条第1項に規定する補助金等交付請求書に代えて、高島市学校給食費補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号（第5条関係）

高島市学校給食費補助金交付申請書兼同意書

年 月 日

高島市長

（保護者）

住所

氏名

連絡先

年度において高島市学校給食費補助金の交付を受けたいので、高島市補助金等交付規則第3条および高島市学校給食費補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 対象の児童または生徒名
- 3 学校名（在籍していることを証明する書類等を添付してください。）

- 4 学校給食の有無 有 ・ 無

有の場合：給食費の額

年額	円（月額	円）
----	------	----

無の場合：昼食の形態をお書きください。

（例：お弁当持参）

- 5 同意書

学校給食費の有無や給食費の金額（給付を受けた額含む。）および学校給食費の納付状況について、市が関係機関に照会し、報告を求めることに同意します。

年 月 日

保護者氏名

印

様式第2号（第6条関係）

高島市学校給食費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

高島市長



年 月 日付けで申請のあった 年度高島市学校給食費補助金
については、高島市補助金等交付規則第4条および高島市学校給食費補助金交付
要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、
同規則第6条および同要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円

- 2 対象の児童または生徒名

様式第3号（第6条関係）

補助金不交付決定通知書

年 月 日

様

高島市長



年 月 日付けで申請のあった高島市学校給食費補助金については、高島市学校給食費補助金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり交付しないことに決定しましたので通知します。

記

1 不交付の理由

2 対象の児童または生徒名

様式第4号（第7条関係）

高島市学校給食費補助金変更承認申請書

年 月 日

高島市長

（保護者）

住所

氏名

連絡先

年 月 日付けで申請のあった 年度高島市学校給食費補助金
交付申請書について、高島市学校給食費補助金交付要綱第5条の規定により、申
請する内容に変更等が生じたので、同要綱第7条の規定により提出します。

記

1 変更の理由

2 変更する内容

変更前	変更後

3 対象の児童または生徒名

学校給食等に関する報告書

年 月 日

高島市長

(保護者)

住所

氏名

連絡先

1 対象の児童または生徒名

2 学校名および在籍期間

学校名：

在籍期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

3 学校給食の有無 有 ・ 無

有の場合：給食費の額

年額 円 (月額 円)

無の場合：昼食の形態をお書きください。

(例：お弁当持参)

4 支払状況（就学奨励費等の助成金を受けた方のみ記入）

区 分	年 月から 年 月まで 給食費支払額	就学奨励費等の 助成を受けた額	市からの補助対象額
小学校（部）	月額（ 円） 年額（ 円）	円	円
中学校（部）	月額（ 円） 年額（ 円）	円	円

※義務教育学校の前期課程の場合は小学校の欄に記入し、後期課程の場合は、中学校の欄に記入してください。

※就学奨励費等の助成金については、認定状況が確認できる書類を添付してください。

高島市学校給食費補助金交付請求書

年 月 日

高島市長

（保護者）

住所

氏名

㊞

連絡先

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった高島市学校給食費補助金について、高島市補助金等交付規則第15条および高島市学校給食費補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

記

1 交付請求額 金 円

2 対象の児童または生徒名

3 振込先

金融機関名		
本・支店名	本店 ・ () 支店	
預金種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
口座名義人	カナ	
	漢字	